資　料　提　供	
令和６年７月３日	
担当課（室）	税務課
担当者	坂田、大内
電話（直通）	073-441-2182

兵庫県・大阪府・奈良県・岡山県同時提供

地方税法（軽油引取税）違反嫌疑事件の告発について

本日、地方税法違反（軽油引取税に係る製造等承認義務違反）の嫌疑で、下記の者を神戸地方検察庁に告発しました。

なお、本件は、兵庫県及び兵庫県警からの情報提供を端緒に、本県、大阪府、奈良県及び岡山県が合同調査に参加し、各府県が告発権限を有する犯則嫌疑事実について同時に告発したものです。

１　犯則嫌疑法人

（１）名　　　称　有限会社富士産業（代表取締役 古澤　郁雄）
　　　本店所在地　神戸市兵庫区水木通

２　犯則嫌疑者

（１）氏　　　名　古澤　郁雄（61 歳）
　　　住　　　所　兵庫県神戸市中央区中山手通
　　　職　　　業　会社役員（有限会社富士産業代表取締役）
（２）氏　　　名　小西　聡（53 歳）
　　　住　　　所　大阪府八尾市恩智中町
　　　職　　　業　アルバイト（元タンクローリー運転手）
（３）氏　　　名　井本　光明（52 歳）
　　　住　　　所　大阪府東大阪市善根寺町
　　　職　　　業　アルバイト（元タンクローリー運転手）

３　犯則嫌疑事実の概要

有限会社富士産業は、軽油引取税における特約業者又は元売業者以外の石油製品の販売等を業としており、犯則嫌疑者古澤郁雄は、同社代表取締役として業務全般を統括しているものであるが、犯則嫌疑法人の業務に関し、上記犯則嫌疑者らと共謀の上、和歌山県知事又は奈良県知事の承認を受けることなく、和歌山県内の需要家の敷地内又は奈良県内の識別剤クマリンを除去する施設において、軽油と灯油を混和して、令和３年８月 25 日から令和４年 10 月 24 日までの間に、合計 38 万リットルの混和軽油を製造した疑いがある。

４　罪名及び適用法条等

罪　　名　地方税法（軽油引取税）違反

適用法条　地方税法第 144 条の 32 第１項（製造等の承認を受ける義務等）

地方税法第 144 条の 33 第１項、第６項第１号（製造等の承認を受ける義務等に関する罪）

刑法第 60 条（共同正犯）

罰　　則　10 年以下の懲役若しくは 1,000 万円以下の罰金又は併科

（法人に対しては３億円以下の罰金）

５ 告発の事由

犯則嫌疑者古澤郁雄は、同小西聡及び井本光明と共謀し、有限会社富士産業の業務に関して、軽油引取税を免れようと企て、軽油と灯油を混和し、いわゆる混和軽油を製造したにもかかわらず、地方税法第 144 条の 32 第１項に基づく知事の承認を得ていなかったものである。加えて、当該混和軽油の販売に係る請求書等の品名欄に「軽油」と記載し、混和軽油の販売を秘匿するなど、その手口は悪質極まるものである。

以上のように、本件における犯則嫌疑者らの行為は、計画性、積極性がうかがえ、手口の悪質性、結果の重大性を鑑みれば、その情状は極めて悪質であり、かつ、地方税制度及び公正な納税秩序を破壊するものとして、地方税法第 22 条の 28 第２項第１号の規定によりに告発を行ったものである。

６ 備考

・関係府県における混和軽油製造等の総数量は 1,764 万４千リットルにのぼる見込み。なお、脱税に係る課税については、犯則嫌疑法人の事務所所在地である兵庫県が行うものである。

・犯則とは、税制上の義務違反行為をいい、刑事罰が科されるものである。

・識別剤クマリンとは、軽油への灯油等混入による脱税行為を防止する観点から、灯油等に添加する識別剤のことをいう。